

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第55号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市土崎児童館の項を削り、同表秋田市土崎南児童センターの項中「秋田市土崎南児童センター」を「秋田市土崎児童センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。